

# 中小企業経営者の皆さんへ 商工業融資のご案内

平成27年度の商工業融資は、融資利率を2・2%から2・0%に、「創造支援資金融資」の借入負担利率を1・1%から0・4%に引き下げて実施します。

導入や建物の緑化工事など、さまざまな省エネルギー対策のための資金の申込みにも、低利な制度融資をご利用いただけます。

区内で同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を1年以上営み(創業支援資金融資の場合は1年未満)、都民税(法人)または特別区民税(個人)を滞納していないこと  
・法人は区内に登記があること  
・事業に必要な許可・認可を受けていること

区役所において区の経営相談員が相談をお受けするほか、区役所の開庁時間に来庁することが困難な事業主の方に対して、中小企業診断士が事業所に出張して経営相談をお受けする出張経営相談も実施しています。また、Eメールでのご相談もお受けしています。

経営改善資金融資(マル経融資)の利子の一部を区が補助する「経営改善資金融資利子補助」を実施しています。  
◎詳しくはお問合せください。  
区役所において区の経営相談員が相談をお受けするほか、区役所の開庁時間に来庁することが困難な事業主の方に対して、中小企業診断士が事業所に出張して経営相談をお受けする出張経営相談も実施しています。また、Eメールでのご相談もお受けしています。

太陽光発電システム設備の資金融資  
省エネルギー対策に要する資金融資  
公害対策に要する資金融資  
アスベスト除去工事を行う場合や低公害車に該当する営業車両の購入など、公害対策に係る資金について、利率の有利な制度融資をあっせんします。

以上の融資を含め、別表1のとおり常時、区内中小企業(個人を含む)を対象に、指定金融機関(別表2)への融資あっせんを利子の一部補助および保証料補助を行う融資制度を実施しています。  
資金計画を立て、これらの制度を有効にご活用ください。  
申込資格

◎詳しくはお問合せください。  
◎ご利用にあたっては予約が必要で  
◎申請の際は、最近の決算書(2期分)または確定申告書(2年分)(いずれも原本)と決算後3カ月以上経過している場合は、決算翌月から最近までの月次試算表をご持参ください。  
◎詳しくは区のホームページをご覧ください。  
◎ご利用にあたっては予約が必要で

経営改善資金融資利子補助  
商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が融資すること  
◎詳しくは区のホームページをご覧ください。  
◎ご利用にあたっては予約が必要で

別表2 中央区商工業融資指定金融機関  
銀行 みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、東京都民、横浜、北陸、北國、東日本、八千代  
信用金庫 朝日、興産、さわやか、東京シティ、芝、西京、西武、城南、昭和、東京、城北  
信用組合 文化産業、江東、中ノ郷、大東京、第一勧業  
政府系 商工組合中央金庫  
◎上記の金融機関の区内店舗で取り扱いをしています。

別表1

制度名	資金用途	区分	融資限度額	融資利率	利子補給利率 ( )内の利率は優遇利率適用の場合	借受人負担利率	返済期間	保証料補助										
継続支援資金融資	一般運転資金	一般	1,800万円	年2.0%	年1.0% (1.1%)	年1.0% (0.9%)	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	3分の2										
		区民	2,000万円															
	限度額差額	運転資金	融資実行額と限度額との差額					年1.6% (1.7%)	年0.4% (0.3%)	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	全額							
		一般	1,200万円															
	小規模企業資金	一般	1,200万円								年1.0% (1.1%)	年1.0% (0.9%)	9年以内 (据置6カ月以内を含む)	3分の2				
		区民	1,400万円															
	設備資金	一般	2,600万円											年1.6% (1.7%)	年0.4% (0.3%)	9年以内 (据置6カ月以内を含む)	全額	
		区民	3,000万円															
		新鮮三品	3,000万円															3分の2
		公害対策																
省エネ対策	1,200万円	3分の2																
小規模企業資金			区民	1,400万円														
小規模企業特例緊急運転資金融資	運転資金	300万円	年1.9%	年0.1%	2年以内 (据置3カ月以内を含む)	全額												
年末特別資金融資	運転資金	300万円	年1.4% (1.5%)	年0.6% (0.5%)	11カ月以内 (据置1カ月を含む)	全額												
※全国統一 小口資金融資	一般運転資金	一般	1,250万円	年1.0% (1.1%)	年1.0% (0.9%)	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	3分の2											
		区民	2,000万円															
	限度額差額	運転資金	融資実行額と限度額との差額				年1.6% (1.7%)	年0.4% (0.3%)	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	全額								
		一般	850万円															
	設備資金	一般	1,250万円							年1.0% (1.1%)	年1.0% (0.9%)	9年以内 (据置6カ月以内を含む)	3分の2					
		区民	1,400万円															
		新鮮三品	1,250万円											全額				
		公害対策																
	省エネ対策	850万円	全額															
	小規模企業資金												区民	1,400万円				
経営改善支援資金	運転資金および設備資金	1,250万円	年1.6% (1.7%)	年0.4% (0.3%)	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	一般 3分の2 区民 全額												
限度額差額	融資実行額と限度額との差額	1,500万円 (創業必要額の2分の1)	年1.6%	年0.4%	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	3分の2												
創造支援資金融資	運転資金および設備資金	1億円	年1.0%	年1.0%	10年以内 (据置6カ月以内を含む)	3分の2												
店舗・工場等小規模再開発資金融資	設備資金	1億円	年1.6% (1.7%)	年0.4% (0.3%)	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	一般 3分の2 区民 全額												
応援資金融資	経営改善支援資金	一般	1,300万円	年1.6% (1.7%)	年0.4% (0.3%)	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	一般 3分の2 区民 全額											
		区民	1,500万円															
	限度額差額	運転資金および設備資金	融資実行額と限度額との差額				年1.6% (1.7%)	年0.4% (0.3%)	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	一般 3分の2 区民 全額								
		一般	1,000万円															
	災害復旧資金	一般	1,000万円							年1.2%	年0.8%	6年以内 (据置6カ月以内を含む) 10年以内 (据置6カ月以内を含む)	全額(法人)					
		区民	1,200万円															
団体資金	共同事業資金	法人 3,000万円 任意 1,500万円	年1.0%	年1.0%	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	なし												
	近代化設備資金	法人 5,000万円 任意 2,500万円																
区融資一本化資金	運転資金	2,000万円 (融資残額と新規資金500万円の合計額の範囲内)				年1.0%	年1.0%	7年以内 (据置6カ月以内を含む)	なし									
	融資残額と新規資金500万円の合計額の範囲内)																	

◎利率の( )内の数字は、町会加入など、優遇利率適用事業者に対する優遇利率です。  
◎区民とは、代表者が区民のことをいいます。  
◎小規模企業資金対象は、資本金1,000万円以下かつ従業員10人以下(卸・小売・サービス業は4人以下)の事業者となります。  
◎小規模企業資金は、運転資金、運転資金限度額差額、設備資金のいずれかで利用できますが、重複して利用することはできません。  
◎小口支援資金対象は、中小企業者のうち従業員20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)であり、区の融資を含めた保証付融資の合計額が1,250万円以下の事業者となります。  
◎年末特別融資の受付期間は、平成27年10月1日(木)から11月13日(金)までです。  
◎保証料補助は、当該融資に係る保証料に対して補助します。信用保証協会付融資の残高がある場合には、区が補助する保証料の額は保証協会請求の保証料額と異なることがあります。  
◎繰上償還により保証協会から保証料が返戻された場合は、返戻された保証料のうち区の保証料補助相当額を、区にお返しいただきます。返還されない場合は、その後区の融資をご利用いただくことはできません。

# ボランティア保険加入手続のご案内(継続・新規)

ボランティアの方が安心して活動できるように、区では「中央区ボランティア保険」制度を実施しています。  
この制度は、ボランティア活動中の思わぬ事故で生じた損害に備えるため、区が認定するボランティア団体の指導者などの方を被保険者として、保険料を全額区が負担して加入するものです。  
ボランティア保険は、保険期間が1年間のため、現在の保険は6月1日に期間満了となります。このため、6月1日から平成28年6月1日までの1年間を期間とする保険加入の申込みを、次のとおり受け付けます。

保険料 無料  
保険加入の方法 継続加入、新規加入ともに4月6日(月)から5月7日(木)までに、団体の代表者が所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申込み(中途加入は随時受付)。  
申込用紙の配布場所・申込先 別表4のとおり  
△総務課総務係  
☎(3546)5233

対象(被保険者) ボランティア団体の代表者または指導者  
別表3のとおり  
保険期間 6月1日(中途加入の場合)は、承認された日)より平成28年6月1日

別表4 団体(活動)の種類 担当窓口 電話番号  
青少年の健全育成活動および社会教育活動を行う団体 区役所6階 文化・生涯学習課青少年係 ☎(3546)5304  
町会・自治会関係 区役所7階 地域振興課地域事業係 ☎(3546)5339  
乳幼児の健全育成活動を行う団体 区役所6階 子育て支援課子育て支援係 ☎(3546)5350  
障害のある方に対する援助活動を行う団体 区役所4階 障害者福祉課障害者福祉係 ☎(3546)5389  
高齢者クラブ、高齢者に対する援助活動を行う団体 シニアセンター ☎(3531)7813  
資源再利用活動を行う団体 中央清掃事務所清掃事業係 ☎(3562)1523  
交通安全活動を行う団体 区役所7階 環境政策課交通対策係 ☎(3546)5443  
上記以外の団体 活動の関連部課

別表3

補償の種類	補償限度額
損害賠償責任保険	対人の賠償 1名 1億円 1事故 2億円
	対物の賠償 1事故 500万円 (保管物の場合300万円)
傷害保険	死亡保険金 1,000万円
	後遺障害保険金 30万円~1,000万円
	入院保険金 日額 3,000円(180日限度)
	通院保険金 日額 2,000円(90日限度)

別表4

団体(活動)の種類	担当窓口	電話番号
青少年の健全育成活動および社会教育活動を行う団体	区役所6階 文化・生涯学習課青少年係	☎(3546)5304
町会・自治会関係	区役所7階 地域振興課地域事業係	☎(3546)5339
乳幼児の健全育成活動を行う団体	区役所6階 子育て支援課子育て支援係	☎(3546)5350
障害のある方に対する援助活動を行う団体	区役所4階 障害者福祉課障害者福祉係	☎(3546)5389
高齢者クラブ、高齢者に対する援助活動を行う団体	シニアセンター	☎(3531)7813
資源再利用活動を行う団体	中央清掃事務所清掃事業係	☎(3562)1523
交通安全活動を行う団体	区役所7階 環境政策課交通対策係	☎(3546)5443
上記以外の団体	活動の関連部課	

(3) お気軽にお問合せ・ご相談ください。「まごころステーション」 ☎(3546)0561